

平成20年5月27日

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する 意見募集の結果及び再意見の募集

総務省は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」といいます。）の次世代ネットワーク（以下「NGN」といいます。）に係る接続ルールについての規定整備を行うため、電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、諮問を要する事項について情報通信審議会（会長 庄山 悦彦 株式会社日立製作所 取締役会長）に諮問し、上記省令案等について、平成20年4月23日から5月22日までの間、意見募集を行いました。その結果、3件の意見が提出されましたので、これを公表します。

また、上記省令案等のうち、電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案及び総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件）の一部改正案に限り、平成20年6月10日（火）までの間、引き続き意見を募集することとします。

1 概要

平成20年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（情審通第53号）において示されたNTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備事項に関し、省令等の改正を要する次の事項について規定整備を行うものです。

- 1 NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」といいます。）の一部改正
 - ・平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件）の一部改正
- 2 NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加
 - ・施行規則の一部改正
 - ・接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正
- 3 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加
 - ・施行規則の一部改正
- 4 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化
 - ・平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部改正
- 5 アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加
 - ・競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン（平成19年4月）の一部改正

※ 上記1から5までのうち、情報通信審議会への諮問事項は1から3までに係る省令及び告示です。

なお、省令案等の概要については、[別紙1](#)を御覧ください。

2 提出された意見

意見提出者及び提出意見については、[別紙2](#)のとおりです。

なお、提出された意見の内容については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省電気通信事業部電気通信事業部料金サービス課において閲覧に供することとします。

3 再意見募集対象及び再意見募集要領

再意見募集の対象は以下のとおりです。

- ・「[電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案](#)」
- ・「[平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件）改正案](#)」

再意見提出方法等の詳細については、[別紙3](#)の再意見募集要領を御覧ください。

4 今後の予定

今後、意見募集及び再意見募集結果を踏まえて省令等の改正を行う予定です。

なお、今回の意見募集の対象となる事項のうち、情報通信審議会に諮問された事項に係る意見募集及び再意見募集の結果については、同審議会に報告し、答申に向けた審議の参考とする予定です。

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

（担当：飯村課長補佐、佐藤係長）

電話：03-5253-5844

FAX：03-5253-5848

E-mail：setsuzoku@ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

（競争セーフガード制度に運用に関するガイドライン改正に関する事項のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律に関する部分について）

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

（担当：松田課長補佐、桃井専門職）

電話：03-5253-5837

FAX：03-5253-5838

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(情審通第 53 号。以下「答申」という。)において示された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)に係る接続ルールの整備事項に関し、省令等改正を要する次の事項について規定整備を行うものである。

(諮問対象)

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

- 施行規則の一部改正

(参考:諮問対象外)

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加

- 競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成 19 年 4 月)の一部改正

II 主な改正の概要

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

答申において、

- ①NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
 - ②また、ひかり電話網については、OAB～JIP電話市場においてNTT東西が75%を超えるシェアを占める状況にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況にあること
- 等から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要との考え方が示された。

これを踏まえ、NTT東西のNGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)の対象とするため、施行規則及び指定告示の一部改正を行うものである。

(1)指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の2第4項第1号柱書)

NGN及びひかり電話網において関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)で接続してIP電話を提供する場合、IPパケットと音声信号を相互に「変換」するための設備として、メディア・ゲートウェイ(Media Gateway)が用いられる。

現行の施行規則においては、指定設備に該当する設備が具備する機能として「変換」の機能が規定されていないため、NGN等を指定設備の対象に追加するに際し、指定設備(交換等設備)の定義を改正し、その具備する機能として符号等の「変換」の機能を追加するものである。

(2)指定設備の追加指定等

1)ひかり電話網のルータの指定(☞改正指定告示第2号イ)

これまでひかり電話網のルータについては、接続を請求する事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されている場合等を除き、指定設備に該当しないとされていたが、今回、その設置場所にかかわらず、ひかり電話網のルータを指定設備の対象とするものである。

2) SIPサーバの指定(☞改正指定告示第5号)

SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NGNやひかり電話網において、ルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、新たに指定設備の対象とするものである。

(参考)NGNのルータや伝送路設備の指定について

- 現行の指定設備のうち交換等設備(例:ルータ)及び伝送路設備については、指定しない設備を個別具体的に列挙し、個別に列挙されている設備以外は、網羅的に指定設備の対象となる形式(ネガティブリスト方式)を採用している。
- NGNを構成する設備のうち、ルータや伝送路設備については、指定しない設備として個別具体的に列挙されておらず、指定告示を改正しなくても、指定設備に該当することになることから、今回の省令等改正において特段の規定整備を行わないものである。

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

(1)NGN及びひかり電話網に係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)

答申において、アンバンドルが必要とされた「フレッツサービスに係る機能」、「IP電話サービスに係る機能」、「中継局接続に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」等に関する規定整備を行うものであるが、前三者の機能については、ルータ及び伝送路設備により通信の交換・伝送を行う機能という点において、現行制度上アンバンドルされている地域IP網のルーティング伝送機能と差異はないことから、ルーティング伝送機能の細目として規定するものである。

また、アンバンドル機能に係る規定整備に際し、「ルータ」について、NGN又はひかり電話網の「ルータ」と地域IP網の「ルータ」を区別する必要があることから、それぞれについて、以下のとおり定義するものである。

➤NGN及びひかり電話網のルータ

①一般第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するもの
②一般第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、①と相互に対抗するルータ

➤地域IP網のルータ

③特別第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、①以外のもの
④特別第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、②以外のもの

1)NGN及びひかり電話網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の收容局に設置されるNGNの收容ルータに接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

② 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNの中継ルータ(ゲートウェイルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

③ IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される関門交換機(IGS)に接続してOAB～JIP電話サービスを提供するためにNGN又はひかり電話網を利用する機能をアンバンドルするものである。

2)地域IP網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

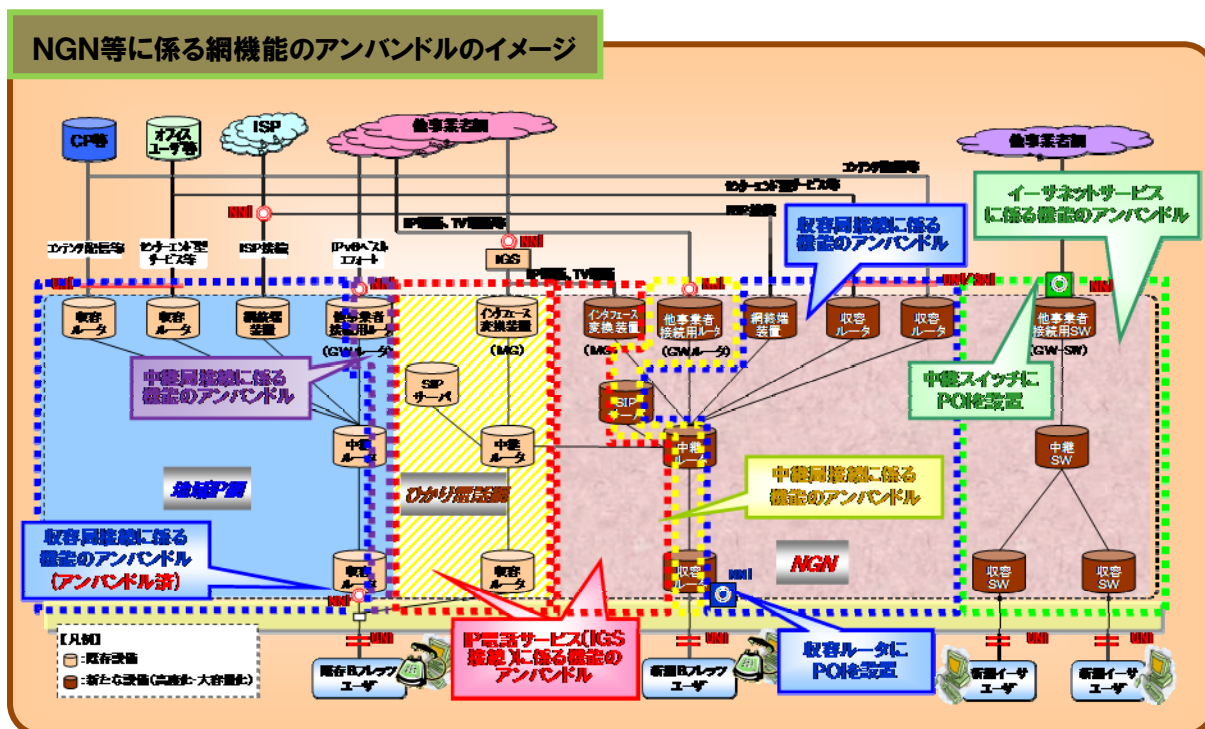
NTT東西の收容局に設置される地域IP網の收容ルータに接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものであり、今回ルーティング伝送機能の細目を規定することに伴い、改めて現行のルーティング伝送機能を特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能として規定するものである。

② 中継局接続に係る機能(特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される地域IP網の中継ルータ(ゲートウェイ・ルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものである。これは、答申に示されているとおり、現在、收容局接続として整理されているNTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスを提供するための機能は、中継局接続の形態で行われていると整理することが適当であることから、当該機能を特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能として新たに規定するものである。

3)イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNのイーサネットスイッチに接続してイーサネットサービスを提供するための機能をアンバンドルするものである。



(2)メガデータネットに係る機能の規定整備(☞改正接続料規則第4条)

現在、NTT東西の接続約款では、メガデータネットに関し単数対地の相手固定通信であるPVC(Permanent Virtual Circuit)回線に係る接続機能については、データ伝送機能として接続料が設定されている。

当該機能は、平成15年3月14日付け情報通信審議会答申(情審通第38号)における要望事項を踏まえ、実際費用方式に基づく平成15年度接続料等の改定に係る接続約款(平成16年2月17日総基料第232号で認可)において規定された経緯があること、また、既に一般専用線等が基本的な接続機能として規定されており、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能は一般専用線等と相違がないことを踏まえれば、ネットワークが本来有すべき基本的な接続機能としてその位置付けを明確化することが適当であるため、今回、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能についてデータ伝送機能としてアンバンドル機能に追加する規定整備を行うものである。

(3)標準的接続箇所の追加

NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として次の箇所を追加するものである。

1)イーサネットフレーム伝送機能に係る標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第9号)

イーサネットフレーム伝送機能の標準的接続箇所として中継局に設置されるイーサネットスイッチを追加するものである。

2)収容局接続に係る機能の標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第10号)

ルーティング伝送機能のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等の標準的接続箇所として収容局に設置されるルータを追加するものである。

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

1)イーサネットスイッチに係る機能及びSIPサーバに係る機能の追加(☞改正施行規則第24条の5第13号及び第14号)

イーサネットスイッチやSIPサーバは、競争的に市場から供給が受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえれば、当

該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることが適当と考えられる。

ただし、イーサネットスイッチに係る機能等は、ルータと同様、網機能提供計画を要しない機能とはするものの、情報開示告示において必要な情報を事前に情報開示することとする。

Ⅲ 施行日等

施行期日は公布の日とする。ただし、以下の機能のアンバンドルに係る規定は、それぞれ以下の日までは適用しないものとする。

- ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)

平成 21 年3月 31 日

- イーサネットフレーム伝送機能

平成 22 年3月 31 日

ただし、接続料原価を算定するために必要なコストドライバに関する状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の省令について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 諮問対象外の告示等の改正

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化 (情報開示告示の一部改正)

- 答申において、「現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当」との考え方が示された。
- 同答申を踏まえ、網機能提供計画の届出を要しないルータ等の機能について、新たな網機能を提供する場合、その機能の情報について原則として提供予定時期の90日前までに開示するものとする。

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加 (競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインの改定)

- 答申において、「今後、NGNの稼働に伴い、新たな機能の追加が想定されること等を踏まえれば、アンバンドルの要否もその検証対象にするように、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、アンバンドル機能について競争セーフガード制度の検証対象に追加するものとする。

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計3件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H20年5月22日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	森下 俊三
2	H20年5月22日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
3	H20年5月22日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	高部 豊彦

当社の次世代ネットワークは、お客様に、既存のIPブロードバンドサービスをより安心してご利用いただくと共に、より広帯域で帯域確保型の新サービスも追加的にご利用いただけるようにするため、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものです。

次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであり、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものであり、また、その構築、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。

このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき設備競争は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできないため、結果、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。

当社だけでなく、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿も自前の次世代ネットワークを構築されることを表明され、これから本格的に構築されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のIPブロードバンド時代に相応しい競争政策に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで自前のネットワークを構築し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において示された内容は、全体として、一部の他事業者の漠然とした想定や懸念に基づく意見が採用されており、当社の次世代ネットワークに対して、新たなアンバンドル義務を課そうとする等、規制強化色が極めて濃いものとなっています。次世代ネットワークの技術や機能が今後どのように変化・発展していくか不透明な状況にあり、また、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが未だ明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階において、次世代ネットワークの構築や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なIPブロードバンドサービスの芽を摘むことがないよう、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課すのではなく、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、IPブロードバンドサービス市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。

NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加 (1 / 3)

改正内容	当社意見
<p>NGNの指定対象への追加</p>	<p>当社の次世代ネットワークは、お客様に、既存のIPブロードバンドサービスをより安心してご利用いただくと共に、より広帯域で帯域確保型の新サービスも追加的にご利用いただけるようにするため、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものです。既存の地域IP網・ひかり電話網から次世代ネットワークへの移行にあたっては、次世代ネットワークのエリア拡大過程において、当面の新規需要にも対応していく必要があることから、当面はオーバーレイ的に運用・展開していかざるを得ませんが、まずは、ひかり電話網の中継面から次世代ネットワーク用の装置に置き換えていき、最終的にはエッジルータを含め、既存の地域IP網・ひかり電話網を次世代ネットワークに置き換えていくこととしています。</p> <p>次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであって、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものであり、また、その構築、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところですが、このような環境下において、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課した場合、次世代ネットワークの構築や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なIPブロードバンドサービスの芽を摘むことになりかねません。そのため、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、ブロードバンド市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。</p> <p>そもそも、既存の地域IP網自体、以下の観点からボトルネック性はなく、指定電気通信設備の対象から除外いただく必要があると考えますが、当社の次世代ネットワークについても、上述のとおり、既存の地域IP網を大容量化・高度化していくものに過ぎないため、地域IP網と同様、指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。</p> <p>他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p>現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで47.8%(平成19年12月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち9県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、67%、61%、57%、52%(平成19年12月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。) 別紙1参照</p>

NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加 (2 / 3)

改正内容	当社意見
	<p>その結果、地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、平成18年に開始されたNTT東西間接続という一例以外には利用実績がないこと。また、自社IP網からの接続先を自社ISP網のみとする垂直統合型ビジネスモデルを採用されている事業者の場合、地域IP網に全く依存することなく事業展開されており、現に事業展開に支障が生じている事実はない。</p> <p>アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化によって遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは地域IP網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p> <p>したがって、当社の次世代ネットワークの設備を第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p>
ひかり電話網の指定対象への追加	<p>平成16年7月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、また、平成17年7月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、指定電気通信設備に該当するか否かが検討された際、指定電気通信設備に該当するか否かの判断にあたっては、市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるか否かを個別に検討した上で判断すべきものとされた上で、具体的には、以下の理由により、当該ルータにはボトルネック性が認められないとの整理が図られています。</p> <p>当該ルータは、市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置が可能なものである。</p> <p>アクセスラインについては、NTT東西の接続約款において、「加入者光ファイバ」又は「加入者光ファイバとメディアコンバータ」といった単位でアンバンドルがなされている。</p> <p>により他事業者はNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを提供することが可能であり、また、他事業者は既にNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを実施している。</p> <p>当時と現在を比較した場合、IP電話サービスに用いるルータの市場調達可能性や、他事業者が当社のIP電話サービスと同様のサービスを提供できるか否かという点においては、何ら状況が変わっているものではないことから、当該ルータは、従来どおり、指定電気通信設備の対象から除外すべきであり、ひかり電話網のルータを第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p>

改正内容	当社意見
<p>その他</p>	<p>端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。現に光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開しています。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>別紙2、3参照</p> <p>局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その74%が他事業者による自前敷設となっています(平成18年11月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、当社の局内光ファイバの指定を直ちに解除しない理由として、「当社ビル内において、当社の局内光ファイバを利用する場合と他事業者が局内光ファイバを自前敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる場合がある」と指摘されていますが、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことによって、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることから、当該理由を根拠に、指定の解除を見送ることは合理的でないと考えます。</p> <p>イーサネットスイッチについては、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎず誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていることから、また、現に、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていることから、ボトルネック性が無いことは明らかであり、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。また、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、同様に、ボトルネック性が無いことは明らかであるため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>

NGNに係る機能のアンバンドル及び標準的接続箇所追加 (1 / 3)

改正内容	当社意見
<p>フレックスサービスに係る機能のアンバンドル</p>	<p>フレックスサービスに係る機能のアンバンドル等については、地域IP網においても、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成13年から現在に至るまで6年以上、(東西間接続を除き)1社の接続実績さえありませんでした。</p> <p>「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」こと等を理由に今回もアンバンドル等するよう求められていますが、要望事業者(KDDI殿・イーアクセス殿・ソフトバンク殿)はパブリックコメントとして意見提出されているものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いておりませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。</p> <p>以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、当該他事業者のパブリックコメントの意見ではなく、具体的な接続要望を待ってアンバンドル/接続料設定の可否を判断することとしていただくべきであり、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、フレックスサービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p>
<p>中継局接続に係る機能のアンバンドル</p>	<p>中継局接続については、他事業者のネットワークの詳細が明確でなく、標準化も途上であり、そのような状況下で、接続料を具体的に算定することは現実的に困難であるため、ビルアンドキープ方式とする選択肢も含め、基本的には事業者間の相対により決定すべき事項であり、現時点で事前規制を課すことは問題であると考えます。</p> <p>中継局接続においては、お互いの網を利用されるお客様が相互に通信しあうため、一方向の通信に偏らないと想定され、新しい品質確保型の大容量通信サービスについては、その利用動向を見極める必要がある等、接続事業者との間のトラフィック動向が不透明であり、また、接続形態や利用形態も未だ不透明であるため、更に、接続料を設定し事業者間精算を行う際に必要となるトラフィック測定のための課金装置等も当社側だけでなく他事業者側でも準備する必要があるが、これについて双方ともに準備が整っていないため、現段階で中継局接続に係る機能のアンバンドル/接続料設定を義務づけるべきでなく、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、中継局接続に係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p>

NGNに係る機能のアンバンドル及び標準的接続箇所追加 (2 / 3)

改正内容	当社意見
<p>IP電話サービスに係る機能のアンバンドル</p>	<p>IP電話サービスに係る機能の接続料について、「ひかり電話網の接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されている」こと等を理由に今回新たにアンバンドルするよう求められていますが、現在のひかり電話の接続料については、相互補償的な考えに基づき、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当該接続料が相対で決定されていることが公正競争を阻害するという他事業者の指摘は具体的に何を問題視されているのか理解いたしかねます。</p> <p>したがって、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、具体的な問題が生じた段階でアンバンドル等について検討することとしていただくべきであり、現段階で、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>当社としては、むしろ、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスを提供していながら、当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の方が公正競争を阻害している可能性が高いと考えます(当該移動体事業者の公式ホームページによれば、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができると記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念があります。)。 別紙4参照</p> <p>また、これまでは、ひかり電話の接続料を交渉する過程で、他社接続料の低廉化に向けた働きかけを行うことが可能であったため、他社0AB～J/050電話サービスに係る接続料は、ひかり電話の接続料と同水準となるよう設定されてきたところですが、今後はそのような働きかけを行うことが困難になると想定されるため、他社接続料の高止まりによって事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないよう、その低廉化に向けた対処策を検討しておく必要があると考えます(なお、当社PSTN網から発信して他社0AB～J/050電話網に着信する場合において、当社PSTNサービスに係る接続料よりも高額な他社0AB～J/050電話サービスに係る接続料が設定されているケースが現に存在します。))。</p>

NGNに係る機能のアンバンドル及び標準的接続箇所追加 (3 / 3)

改正内容	当社意見
<p>イーサネットサービスに係る機能のアンバンドル</p> <p>イーサネットサービスに係る機能の標準的接続箇所追加</p>	<p>当社のイーササービスについて、以下の理由により、アンバンドル/接続料設定/標準的接続箇所追加を義務づけることは適当でないと考えます。少なくとも、漠然とした利用要望ではなく、具体的な実需要を示していただくことが最低限必要であると考えます。</p> <p>他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借りて、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎない自前イーサ装置を当社ビル等にコロケーションすれば、当社のイーササービスと同等のサービスを提供可能である。</p> <p>その結果、イーササービスの市場シェアを見ると、当社が13.1%、NTT東日本が14.5%であるのに対し、アンバンドルを要望されているKDDI殿のシェアが23.6%となっており、競争は十分に進展している。</p> <p>イーササービス市場には、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーササービスの接続料設定を強いられ、サービス原価を他事業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになる。</p> <p>イーササービスのアンバンドルを要望されているKDDI殿は、需要密度が高い都市部エリアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDI殿に対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーササービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDI殿がイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りの方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられる(クリームスキミングが生じる。)</p> <p>巨額のオペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供することも技術的には可能(オペレーションシステム等が改造されるまでの間は、接続料を相対取引で設定することを含め、PVCメニューの提供を設定すること自体、技術的に不可能)ですが、当社が多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来す可能性が高いと考えられる。</p> <p>当社のイーササービスの提供形態は通常の企業ネットワークの形態であるP-MP通信を念頭に置いたものとなっており、相互接続通信のためにPVCメニューを設けた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P-MP通信の場合はネットワーク全体で1ユーザごとに1のVLAN ID利用で足りたものが、PVCメニューでは1回線ごとに1のVLAN IDを消費することになり、VLAN IDが枯渇しやすくなる。 ・ P-MP通信の場合はイーサ網内において最適経路で通信可能なものが、PVCメニューを用いた相互接続通信が増えると、相互接続点を折り返す通信が増加することになるため、イーサ網内を流通するトラフィックが増加すること等によってイーサ網の設備増強が頻繁に必要な等、コスト増や追加構築したイーサ網への既存ユーザの収容替え等によるお客様の利便性低下に繋がることも考えられるため、PVCメニューの提供によって、当社のイーササービスの提供が不効率になると懸念される。 <p>したがって、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当社のイーササービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正や標準的接続箇所追加のための電気通信事業法施行規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p>

情報開示時期の明確化等

改正内容	当社意見
事前情報開示時期の明確化等	<p>技術革新のスピードが更に加速していくIP・ブロードバンド分野において、他事業者がイーサネットスイッチ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがイーサネットスイッチ等に係る情報をサービス開始に先立って開示するよう義務づけられ、サービス開始直前になって高機能で安価なイーサネットスイッチ等が開発されたため当該イーサネットスイッチ等に切り替えようとしても、あらためて事前の情報開示を行わなければサービス開始できないことになるようでは、当社だけサービス提供が遅れることになるため、極めて競争中立性を欠くだけでなく、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に著しい支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになると考えます。</p> <p>したがって、当社のイーサネットスイッチ等に係る機能の情報提供時期の明確化を図るための情報開示告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p>

アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加

改正内容	当社意見
<p>NGNに新たに追加される機能について、アンバンドルの要否を検討対象に追加。</p>	<p>アンバンドル機能の対象に関する検証に係る競争セーフガード制度の運用にあたっては、お客様に対する多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供を可能とする等の観点から、他事業者による利用実績がないルーティング伝送機能等については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p>

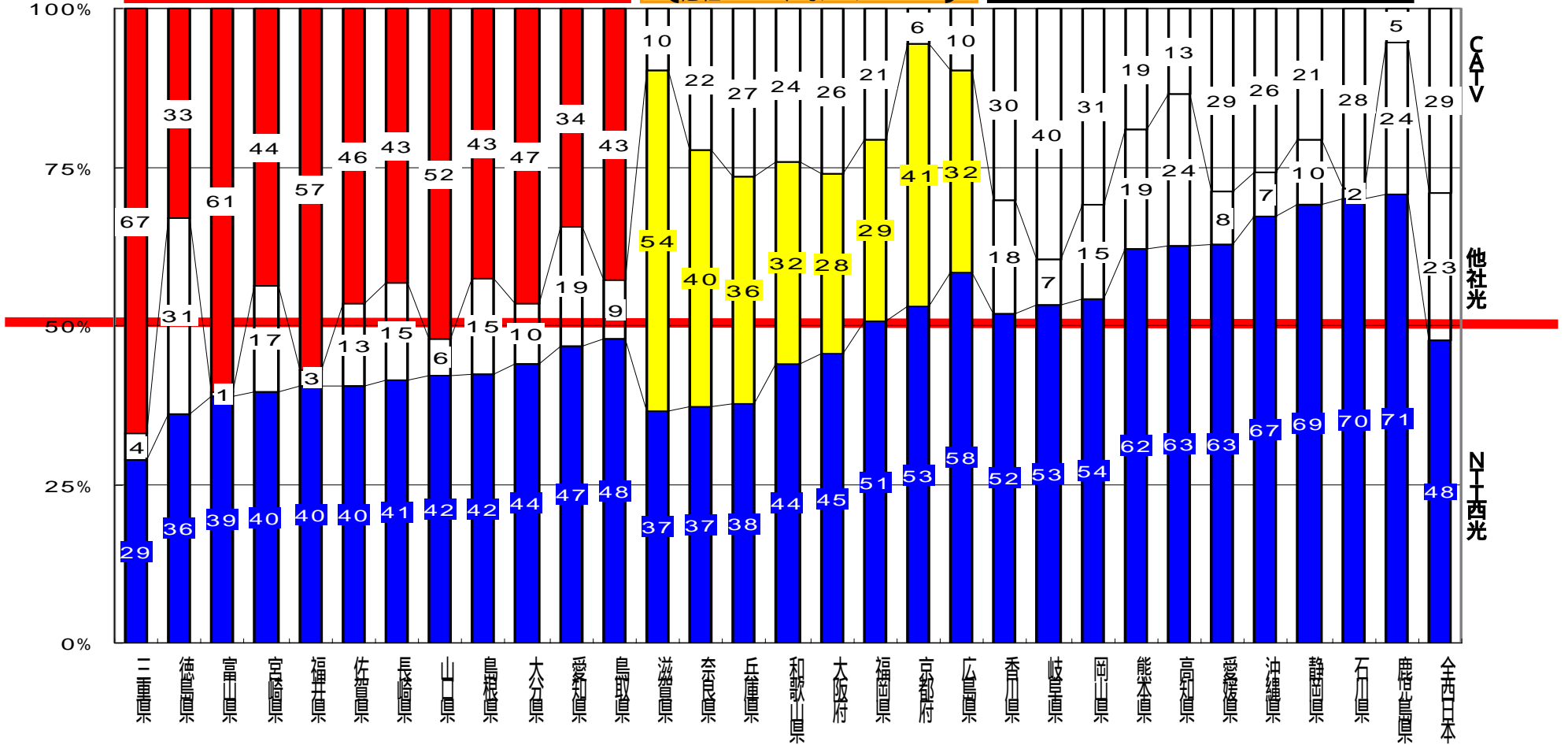
【別紙1】超高速ブロードバンドサービス市場（FTTH、CATV）のシェア 西日本

30府県中17府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。
 12県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開（そのうち9県はCATV事業者が当社を上回る）
 8府県にて電力系事業者と熾烈な競争が展開

CATV事業者との競争が激しいエリア
 (CATVが優勢で当社のシェアが50%以下の12県)
 当社平均シェア:42.0%
 CATV事業者平均シェア:44.5%

他社FTTHサービスとの競争が激しいエリア
 (関西および都市部の8府県)
 当社平均シェア:45.7%
 他社FTTH平均シェア:33.0%

その他
 10県
 (当社平均シェア:62.5%)



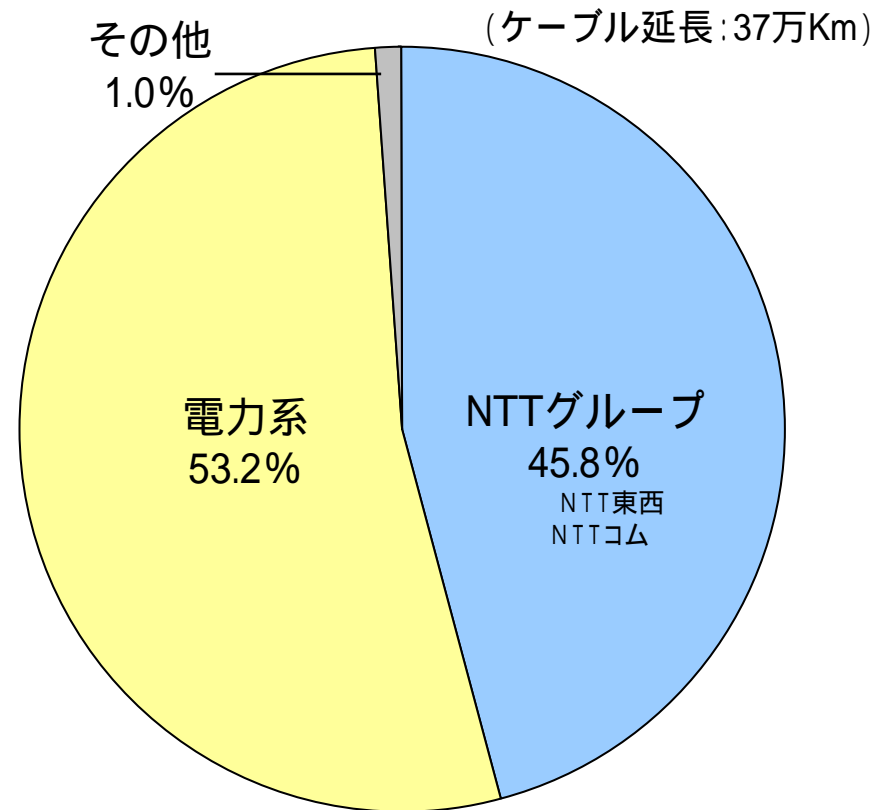
(出典:総務省公表値及び当社調べ H19.12末時点)

【別紙 2】他社の光ファイバの敷設状況

電力系事業者・CATV事業者共に、光ファイバを敷設しており、当社が設備を独占する状況にはない。

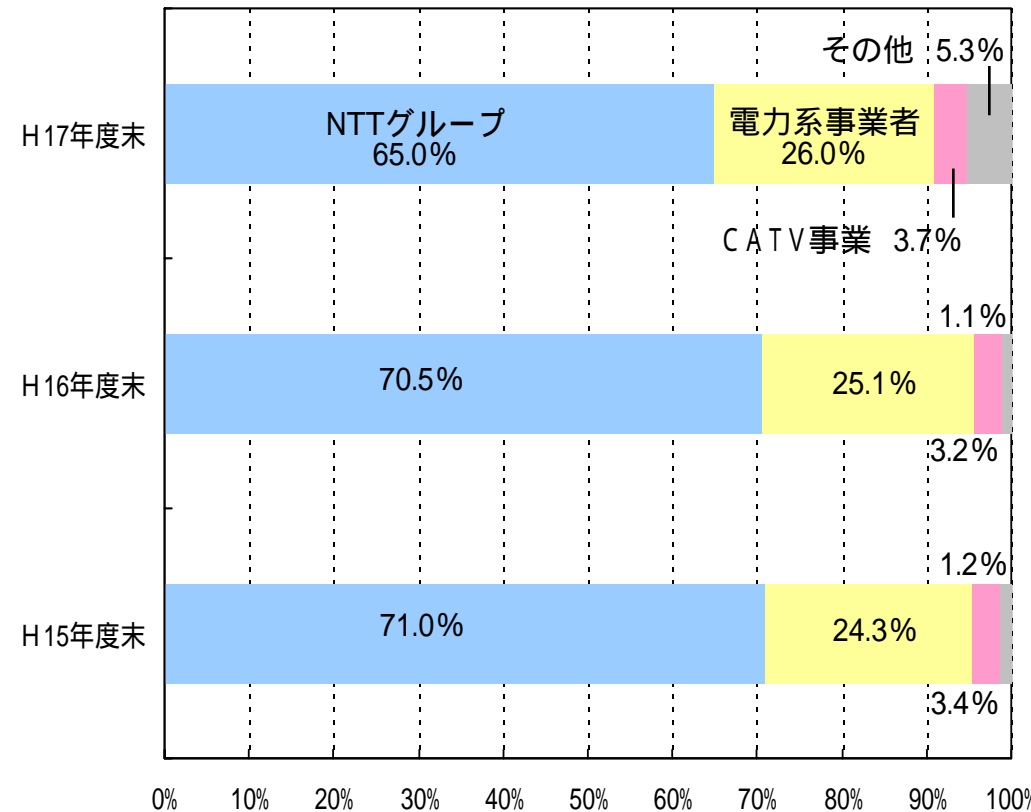
【加入光ファイバのケーブル延長シェア(H15.9末)】

巨長×ケーブル条数



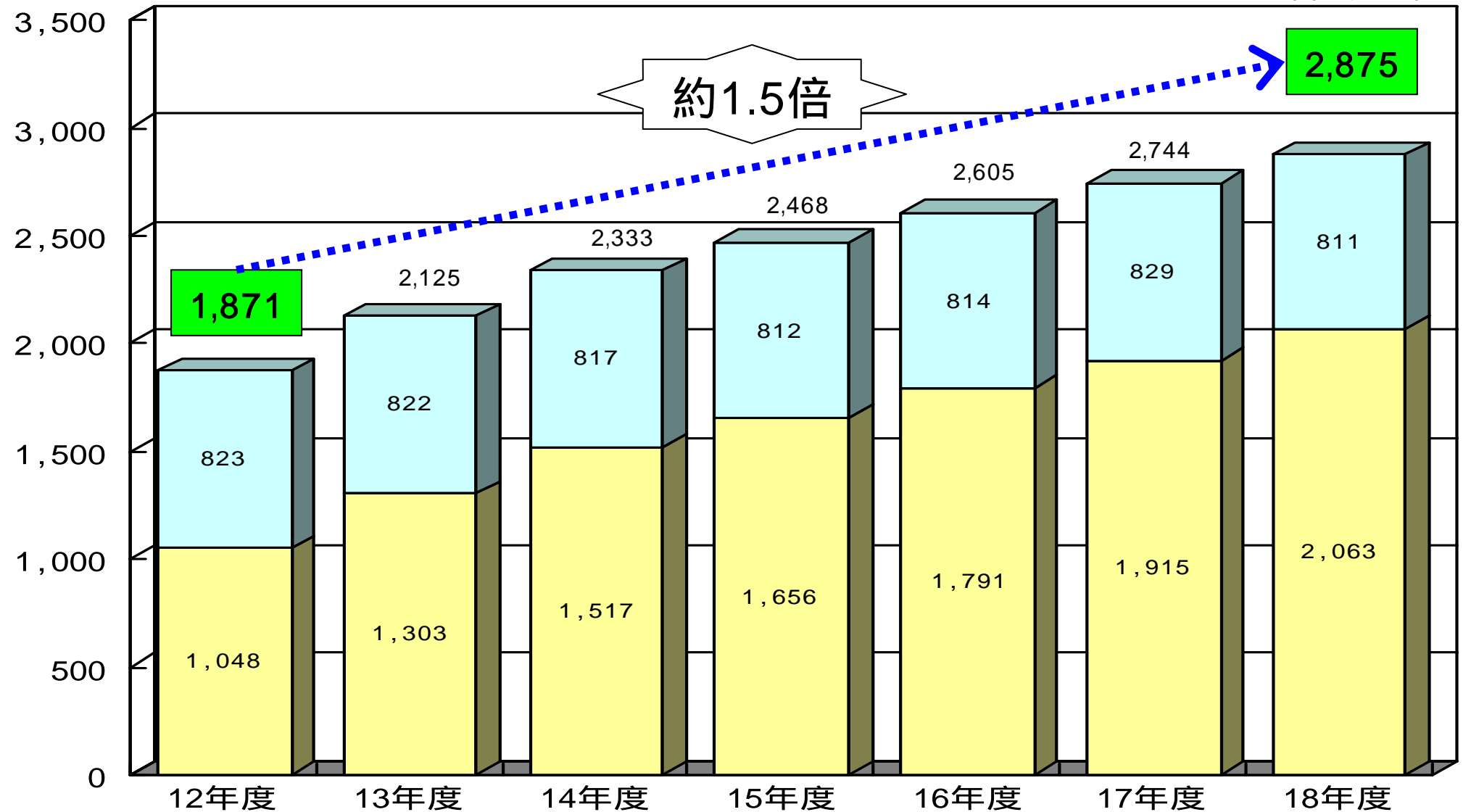
【加入者系光ファイバの芯線延長シェアの推移】

ケーブル延長×光ファイバの芯線数



【別紙3】 ケーブルテレビの普及状況(加入世帯数の推移)

単位:万世帯



約1.5倍

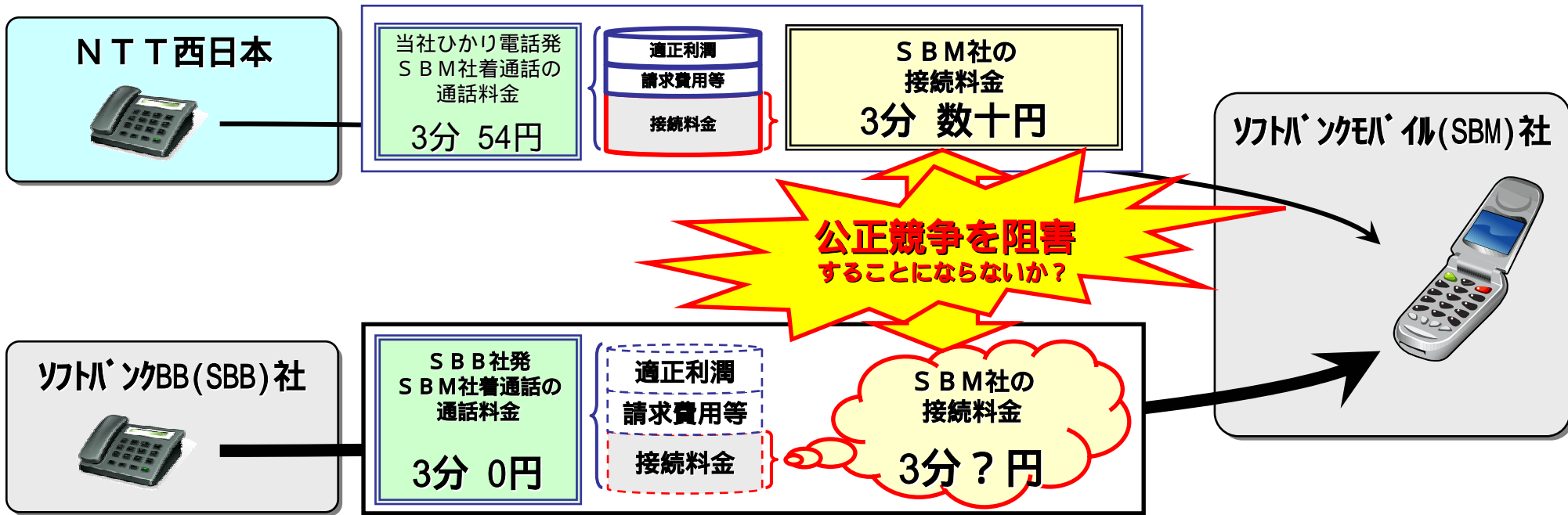
2,875

(総務省「ケーブルテレビの現状」をもとに作成)

■ 自主放送を行う施設 □ 再送信のみを行う施設

【別紙4】移動体事業者の接続料について

自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料（他の移動体事業者と比べて最も高い水準）で補填されている懸念があるが、公正競争を阻害することにならないか？



ソフトバンク社ホームページより【2008年3月期中間決算説明会ビュー質疑応答より抜粋】

Q. 二台目需要や法人の内線代わりの使用も増えているようだが、「ホワイトプラン」を永続的に続けていけるのか。またなぜ利益が出るのか。

A. 「ホワイトプラン」については、もしソフトバンクモバイルがドコモさんやKDDIさんのように高いマーケットシェアを持っていたら、サービスを提供できたかどうかは疑問です。シェアNo.1の事業者が取るべき戦略ではなく、むしろ3位だからできたことです。今後も永続的に新規契約のお客様に対して「ホワイトプラン」を提供できるかは検討しなくてはなりません。なお既存のお客様については、できるだけ続けていきます。ソフトバンク携帯電話以外へ発信する際に通信料が発生するほか、ドコモさんやKDDIさんなどから着信した場合に相互接続料をいただけるので、利益を出すことができます。また新規契約の約6割が加入する「Wホワイト」の加入者の増加や割賦販売による解約率の低下によって経営効率が良くなり、順調に推移していることも利益を押し上げています。

(<http://www.softbank.co.jp/investor/presentation/20071106.html>)

意見書

平成 20 年 5 月 22 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

平成 20 年 3 月 27 日に総務省より公表された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申」(以下、「答申」という。)において、NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及びひかり電話網は、新たに第一種指定電気通信設備として指定することが適当との結論がなされました。弊社共としましては、当該指定は公正な競争環境整備及び利用者利便の向上の観点からも不可欠な措置と考えるため、今回当該指定に伴い必要な規定整備を行うことに賛同いたします。

しかしながら、NTT-NGN とひかり電話網を第一種指定電気通信設備として指定することは、最低限必要なルール化を行うことに過ぎず、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に鑑み、今回の指定が接続事業者の当該設備利用を促進し、かつ公正な競争を促進するものとするべく、各機能のアンバンドル等の詳細を規定する必要がありますが、この観点からは、弊社共は今回の規定整備には依然不十分な点が残されていると考えます。

従って、弊社共としては、今回の規定整備において、以下に詳細に述べるとおり見直しを行うことを要望するとともに、今後、FTTH 市場を中心に電気通信市場における競争状況を定期的に評価の上、NTT 東西の独占状況の改善が見られない場合には、総務省において答申における考え方の修正も含め、各種規定の見直しについて厭わず取り組まれることを要望いたします。

対象省令・告示	該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則	第 24 条の 5	<p>【意見】</p> <p>電気通信事業法第 36 条の趣旨から、第一種指定電気通信設備に係る機能について、追加・変更が行われる場合に他事業者との円滑な接続に影響が及ぶ恐れがあるものに関しては、当該機能のすべてが網機能提供計画の届出義務の対象とされるべきです。</p> <p>従って、イーサネットスイッチに係る機能及び SIP サーバに係る機能の追加・変更が、他事業者との円滑な接続に</p>

対象省令・告示	該当箇所	意見
		影響を及ぼさないということが確認されない限り、当該機能は網機能提供計画の届出対象とすべきであり、電気通信事業法施行規則の改正案における第 24 条の 5 の第 13 号及び第 14 号は削除すべきと考えます。
接続料規則	第 4 条	<p>【意見】</p> <p>答申 P24 において、「収容局接続とは、他事業者が自らアクセス回線を調達し又は NTT 東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線を NTT 東西の収容局の収容ルータに接続」とあり、また、収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが必要と考える理由の一つに、「①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること」と記述がされていることから、収容局接続について、接続事業者の要望に沿った内容で提供がなされるよう、接続料規則の改正案における第 4 条の 6 の 2 を以下のとおり修正して頂きたいと考えます。</p> <p><原案></p> <p>接続料規則第 4 条 6 の 2 ルーティング伝送機能</p> <p>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専ら IP 電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能(SIP サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p> <p><修正案></p> <p>接続料規則第 4 条 6 の 2 ルーティング伝送機能</p>

対象省令・告示	該当箇所	意見
		<p>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能</p>
	第4条 その他	<p>【意見】</p> <p>今回の「ルーティング伝送機能」の細目、例えば閉門交換機接続ルーティング機能については、SIPサーバ等の有するサービス品質や回線認証等の制御機能が含まれています。</p> <p>弊社共は、このような制御機能はサービスに依存することなく一般的な機能としてアンバンドルすることが、答申P21にあるような「接続料の低減」「利用者料金の低減」「利用者料金市場における競争の促進」に資するものと考えられるため、各種制御機能等が特定のサービスに依存しない形で、一般的な機能として早期にアンバンドルされることを要望いたします。</p>
平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件)	第5号	<p>【意見】</p> <p>SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NTT-NGNやひかり電話網においてルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、SIPサーバを第一種指定電気通信設備の対象に追加することは必要と考えます。</p> <p>なお、ネットワークの中核的機能を果たすものとしてSIPサーバ以外の設備も存在するのであれば(例えば、SDPを司る設備等)、当該設備が指定から外れているということでは、NTT-NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定する目的を果たせないこととなるため、このような事態を回避すべく、NTT-NGNやひかり電話網を構成する主要な設備の指定漏れが発生しないように省令を規定して頂きたいと考えます。</p>

対象省令・告示	該当箇所	意見
競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン		<p>【意見】</p> <p>NTT 東西と接続事業者とが時期を同じくして新規機能を利用したサービス提供を可能とするためにも、適時適切なアンバンドルは不可欠です。この観点から、アンバンドル機能の追加の必要性を検証対象とすべく、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することに賛同します。</p> <p>加えて、答申にあるように、「競争事業者が NTT 東西と同様のサービスを提供可能な環境を遅滞なく整備しサービス競争の促進を図る」ためには、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミング以外でも、当然ながら接続事業者の要望に応じて随時アンバンドル機能の追加が行われるべきであり、NTT 東西及び接続事業者の当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続きについて、接続事業者の希望するスケジュールでの接続を可能とするために必要な項目とその手続期限を明確化する等、具体的なルール整備が必要と考えます。</p>

以上

意見書

東経企営 第 08-36 号
平成 20 年 5 月 22 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号	163-8019
(ふりがな)	とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな)	ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ
氏 名	東日本電信電話株式会社
	代表取締役社長
	たかべ とよひこ 高部 豊彦

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

電話番号

■総論

当社は、安心・安全で信頼性とセキュリティの高いネットワークを構築することにより、

- ①消費者利便の向上
- ②地方における新たな産業育成及び地域経済の活性化
- ③産業界全体の国際競争力の強化

といった国益増進に貢献していきたいと考えております。

また、次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）の発展に関する国際的な取り組み競争で少しでも優位に立てるよう、NGNの効用を最大限引き出せるようなルール作りが肝要であると考えます。

しかしながら、今回の告示・省令改正案は、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（情審通第53号。以下「答申」という。）に基づき、我が国では、世界で最もオープン化が進展し、諸外国と比べても最も低廉な光インターネット料金が実現されているにもかかわらず、NGNやひかり電話網の指定設備化、IP-IP接続機能やイーサネット接続機能等の新たなアンバンドル義務の設定等、電話時代の発想に基づく規制強化の内容となっております。

NGNの技術や機能については、国際的な標準化の途上にあり、今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、当初からこうした予断に基づき日本独自のルールを導入することは、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残され、結果的に我が国における新たなサービス・ビジネス・技術の展開を抑制し、多様化・高度化するお客様ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を妨げることになり、お客様にとっての利便性が大きく低下する等重大な問題が生じることになると考えます。

したがって、まずは自由競争による取り組みを促し、問題が生じたら調整を図るといった事後規制とすることを基本とし、規制を最小化する方向で今回の告示・省令改正案を見直していただきたいと考えます。

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加について

■NGN、地域IP網及びひかり電話網について

当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。

- (1) 世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。
 - ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しております。
(中継ダークファイバの提供実績：164事業者、3,408区間、約5万芯(H20.3末NTT東日本エリア)。局舎コロケーションの提供実績：127事業者、1,884ビル、約4.5万架(H19.3末NTT東日本エリア)。)(別紙1)
 - ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、新たな貸出し形態の実現や手続きの迅速化などを通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しております。(別紙2)
- (2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のNGNをはじめとするIP通信網だけを規制する理由はないこと。
 - ・ブロードバンド市場では、熾烈な競争が展開されており、NTT東西のシェアは、首都圏では41%、近畿圏では38%。FTTHサービスに限っても首都圏では66%、近畿圏では56%のシェアであり、熾烈な競争が展開されております(H19.12末時点)。
その結果、この5年間でユーザ料金も大幅に低廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な光インターネットの料金となっております。(別紙3~6)
 - ・ひかり電話についても、加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは22%程度(東西計：H19.12末時点)、更に、携帯電話だけを所有されているお客様が増加していることを鑑み、携帯電話も含めたシェアで見れば4%程度(同上)に過ぎません。
- (3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。

■イーサネットサービス等のデータ通信網について

イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。

- ・イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東：14.5%、NTT西：13.1%に対して、アンバンドルを要望しているKDDI殿のシェアは23.6%となっており（H18.9末時点）、競争は十分に進展していること。
- ・また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。

■局内装置類及び局内光ファイバについて

メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。

- ・メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置（例. OLTは延べ920ビルに設置（H20.3末時点））していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。
- ・局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初（H13）から他事業者による自前敷設を可能としており、平成15年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、74%が他事業者による自前敷設となっていること（H18.11末のNTT東西合計値。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯）。また、他事業者も計画的に所定の手続き、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。

2. NGNに係る機能のアンバンドル及び標準的接続箇所の追加について

先述のとおり、これまで積み重ねてきたオープン化の取り組みにより、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は整っていることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えますが、仮に今回指定電気通信設備として整理せざるを得ない場合には、NGNの技術や機能は今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階においては、サービス展開の自由度を確保し、お客様の利便性を高める観点から、設備・機能のアンバンドルは必要最小限のものとする必要があると考えます。

この点、答申でも、基本的な考え方として、「他事業者の要望」がある場合にアンバンドルして提供することを前提としており、今回の告示・省令改正においては、こうした基本的な考え方を基に、以下のとおり見直していただきたいと考えます。

(1) 一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能及び特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて

地域IP網において、平成13年よりルーティング伝送機能の接続料を設定していたにもかかわらず、他事業者との接続実績はなく、また現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。

(2) 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて

以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。

- ・他事業者のNGNについては、その提供開始時期や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的な接続内容が定まっていない状況にあること。

- ・他事業者の既存IP網との接続については、IP電話以外に、大容量の映像配信等様々な新サービスがPOIを通して混在して流されることも想定され、ネットワークの利用形態については、現時点予測し難い状況にあること。また、接続料を設定するにあたって必要なトラヒックを把握するための課金装置等については、現時点、当社だけでなく他事業者も設置されていないこと。
- ・世界的にみても、IP-IP網間はピアリング／トランジットといった形態で取り引きしており、我が国のNGNだけ画一的な接続料を設定することは、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれがあること。（別紙7）

（3） 関門交換機接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて

以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、現行のひかり電話の接続料の場合と同様、引き続き、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めていただきたいと考えます。

- ・現行のひかり電話の接続料は、「接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合わせて設定」しており、当社が任意に接続料を設定しているものではないため、公正競争上の問題はないこと。（別紙8）
- ・ひかり電話の接続料を事業者均一とした場合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上回って設定されることも想定されますが、お互いのネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費用負担のバランスが崩れることは、競争中立的でないこと。
- ・先般、ソフトバンク殿が公表されたグループ内のIP電話と携帯電話との間のユーザ料金を無料とするプランは、会社間の接続料を相対で自由に設定可能であることにより提供できるものと想定されますが、当社のNGNについて事業者均一の接続料設定を義務付けられた場合、当社が各携帯電話事業者との間で同様の新サービスを実現することが困難となり、当社のNGNユーザの利便性を著しく損なうことになること。

仮に、本機能をアンバンドルし、事業者均一の接続料設定を義務付ける場合には、他社接続料の設定如何によって事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないような対応策をあわせて検討する必要があります。

(4) イーサネットフレーム伝送機能のアンバンドルについて

以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。

- ・イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東：14.5%、NTT西：13.1%に対して、アンバンドルを要望しているKDDI殿のシェアは23.6%となっており（H18.9末時点）、競争は十分に進展していること。
また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。
こうした点からすれば、他事業者は需要が密で採算が取れるエリアは自前で設備を構築し、需要が疎で自前で設備を構築するよりも借りる方が得なエリアだけ借りてサービスを提供するというクリームスキミング的な利用が太宗を占めるものと想定されること。
- ・また、その接続料設定のために少なくとも10億円程度の改造費が必要となり、他事業者利用が進まなければその費用の大半を当社のお客様が負担すること。答申では、こうした点を考慮せず「接続料原価に算入し接続事業者間で負担すれば良い」と結論付けておりますが、こうした考えは、競争中立性の観点から問題であるばかりでなく、我が国産業全体の国際競争力向上の観点から低廉なネットワーク構築を目指すという国策にも反すること。
- ・さらに、スタックテスト規制の中で接続料を設定することは、謂わばユーザ料金の下限値を競争事業者にオープンにすることとなり、事業者間で熾烈な法人ユーザ獲得競争が繰り広げられている中で、大口ユーザをすべて競争事業者に奪われかねないことから、事実上法人市場から当社を撤退させるに等しいこと。

3. 情報開示時期の明確化等について

今回の告示・省令改正において、イーサネットスイッチ、SIPサーバ等の機器については、競争的に市場から供給を受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえ、当該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることについて、賛同します。

一方、情報開示告示の改正においては、これらの装置に加えルータ等の設備について、新たな網機能の提供予定時期の90日前にインタフェース仕様等の開示を行うべきとされておりますが、以下の観点から、開示時期を明示する必要はなく、これまでどおり、合理的な時期に開示すれば良いものと考えます。

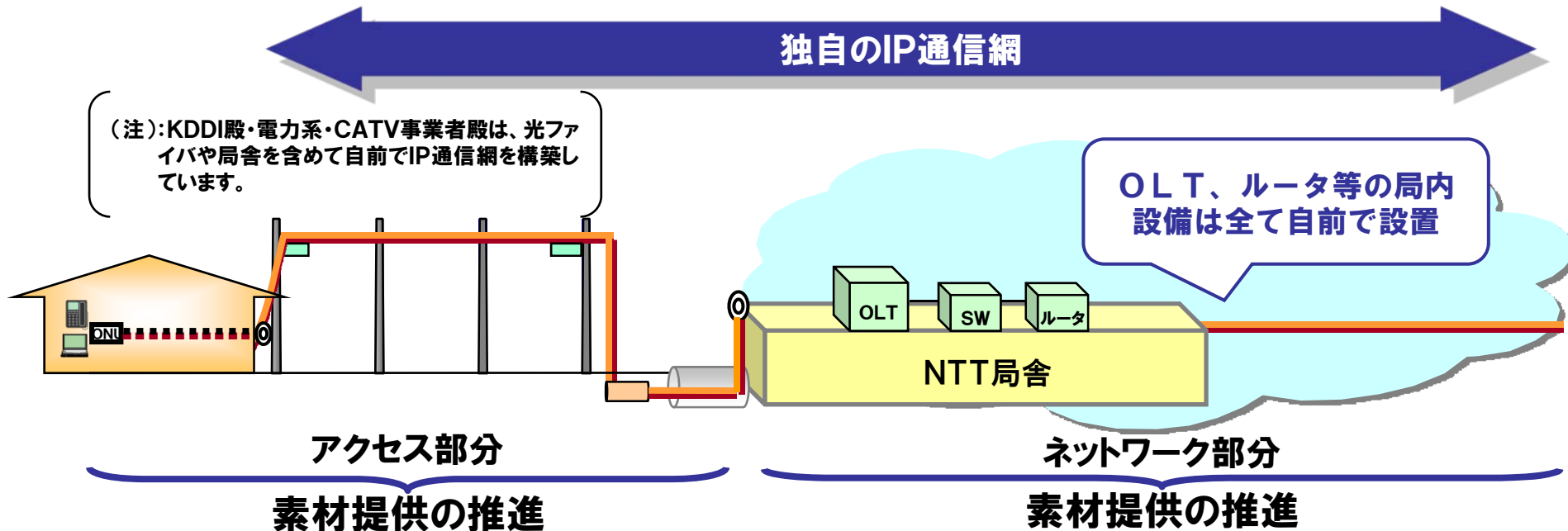
- ・当社は、これまでも、事前の合理的な時期にインタフェース仕様等、接続に必要な情報を自主的に開示してきているところであり、これまで、個々のインタフェース仕様等の開示において、接続事業者様から開示内容の改善要望や開示時期の繰り上げ要望等をいただいておりますが、何の問題も生じていないこと。
- ・他事業者はルータ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがルータ等に係る情報をサービス提供に先立って開示を義務付けられ、サービス開始が遅れることは、競争中立性を欠くだけでなく、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになること。総務大臣の承認により日数を短縮できる旨の規定がありますが、その手続きにより開示期間を短縮するにも手続きの期間により、早期のサービス提供に支障をきたすおそれがあること。

4. アンバンドル機能の競争セーフガード制度への検証対象への追加について

本制度の運用にあたっては、お客様に対し多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供を可能とする観点から、他事業者による利用実績がない機能については、迅速にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。

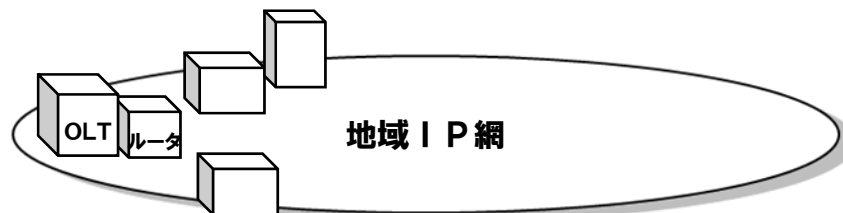
■他社が自前の設備（OLT、ルータ等）を使って独自のIP通信網を構築できるよう、NTT東西は、ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供。

他社のIP通信網



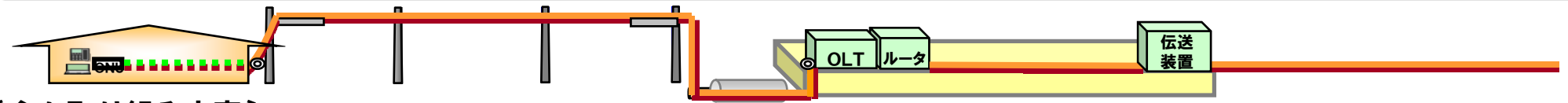
他社からご要望されている光屋内配線工事を実施予定	加入ダークファイバ (H12.12~)	電柱・管路等 (H11.3~)	局舎コロケーション (H12.12~)	中継ダークファイバ (H12.12~)
	東日本 185事業者、約22万芯 西日本 151事業者、約14万芯 (H20.3末)	電柱:延べ338万本 (H19.12末:東西計)	東日本 127事業者、1,884ビル、約4.5万架 西日本 91事業者、2,406ビル、約3.1万架 (H19.3末)	東日本 164事業者、3,408区間、約5.0万芯 西日本 125事業者、3,806区間、約4.3万芯 (H20.3末)

接続料を設定したものの、利用は皆無 ←



NTT東西
IP通信網

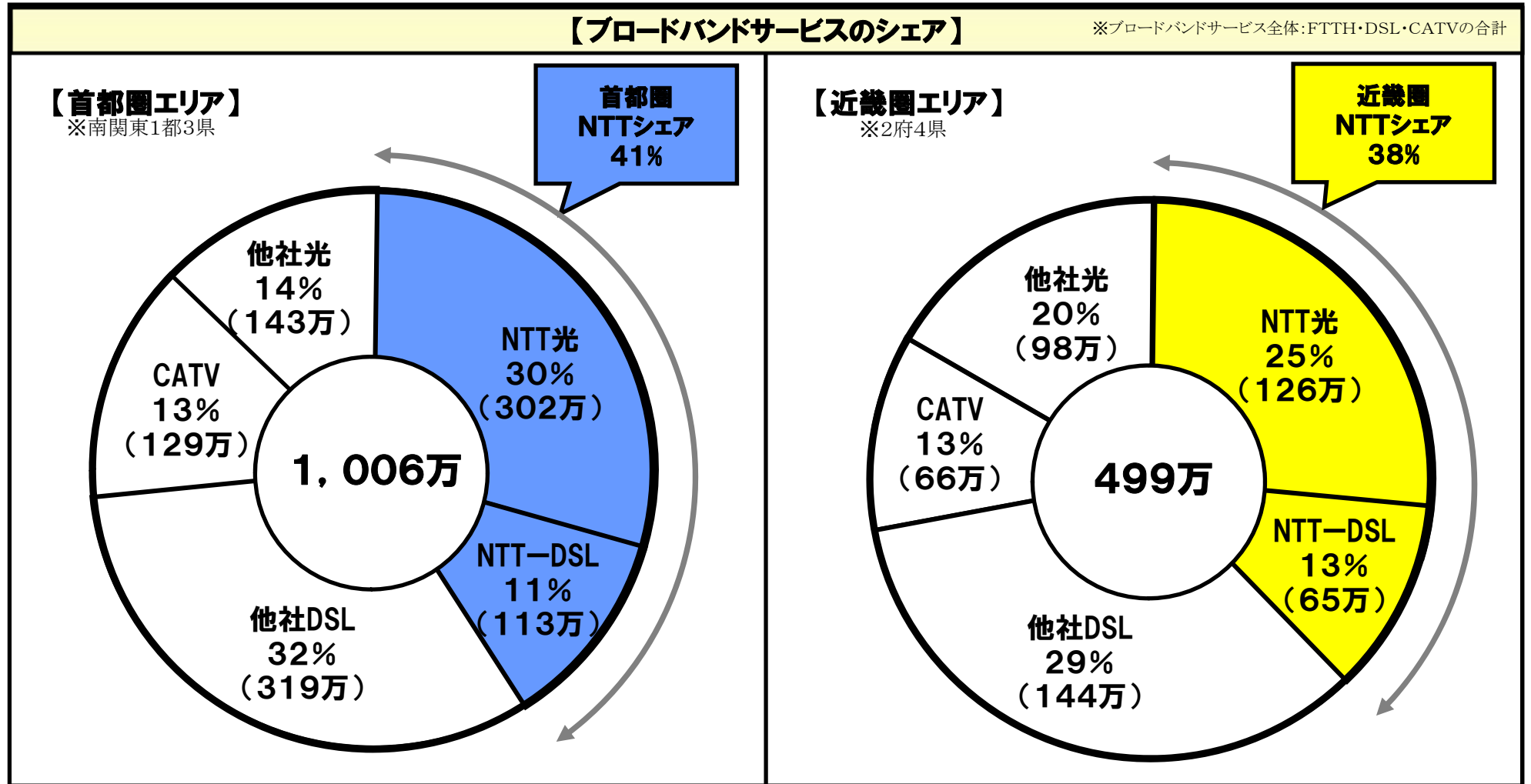
■年々多様化する他社からの新しい要望等にお応えするため、新たな貸出し形態の実現や手続きの迅速化などを通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。



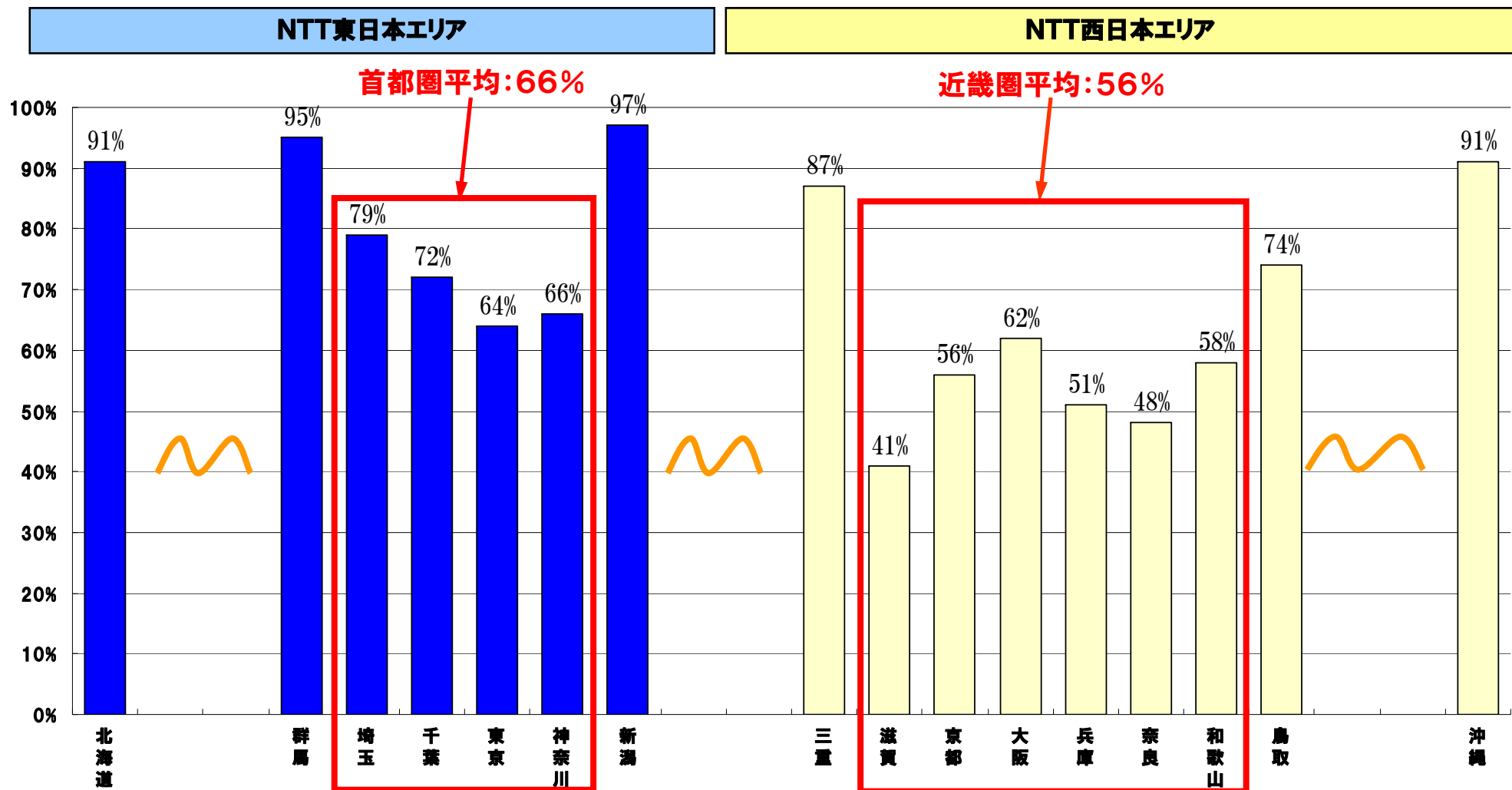
〔主な取り組み内容〕

屋内配線	加入ダークファイバ/電柱	局舎コロケーション	中継ダークファイバ
<p>新しい要望等の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ■メタル屋内配線工事を他社に代わって実施 H12.12~ ■光屋内配線工事についても実施予定（協議中） 	<p>新しい要望等の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 電柱上でのFTTR接続要望の実現 <ul style="list-style-type: none"> ■メタルケーブルへの割り入れ接続 H18.8~ ■大型接続BOXの新設・取替え H19.6~ ■ケーブル方面毎の接続 H20.6~ (予定) 新たな電柱添架ポイントの開放・トライアルの実施 H17.5~ 	<p>新しい要望等の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 他社の設備更改工事の支援（トラブル発生時の支援等） <ul style="list-style-type: none"> 330工事へ協力 H18.3~ 火災防止等、コロケーションする際のリスクへの対策 <ul style="list-style-type: none"> ■予防措置・緊急措置・損害賠償 H19.11~ 	<p>手続きの迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> Webシステムによる受付の迅速化 H13.10~ 線路設備調査期間の短縮化 <ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月→3週間 H16.6~
<p>手続きの迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> Webシステムによる受付の迅速化 H15.9~ 開通工事日の即日予約化 H17.10~ 開通工事開始時刻指定の細分化 H20.3~ 	<p>手続きの迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> Webシステムによる受付の迅速化 H17.10~ 局内ダークファイバ納期の短縮化 <ul style="list-style-type: none"> 2ヶ月→1.5ヶ月 H16.6~ 	<p>情報開示の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに空きが生じた場合のメール配信 <ul style="list-style-type: none"> 全ビル・全区間を開示（3,200ビル・5,200区間） H18.1~ 他社ネットワークの信頼性向上に向けたルート調査協力 <ul style="list-style-type: none"> 2,600区間を調査 H19.6~ 空き芯線がない場合の代替手段のコンサルティング H19.11~ 	<p>情報開示の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに空きが生じた場合のメール配信 <ul style="list-style-type: none"> 全ビル（3,200ビル）で実施 H19.11~ NW構築に必要な各種リソース情報（スペース・電力・中継ダークファイバ等）をセットで調査し提供 H19.11~
<p>情報開示の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTR接続に必要な情報をオーダーメイドで提供（き線点のカバーエリア情報等） <ul style="list-style-type: none"> 700ビルで提供 H19.7~ 加入者光ファイバの納期情報の更なる充実化 H20.7~ 			

■ブロードバンドアクセス全体では熾烈な競争が展開され、首都圏で41%、近畿圏で38%のシェア。



■ FTTHでは、首都圏で66%、近畿圏で56%のシェア。



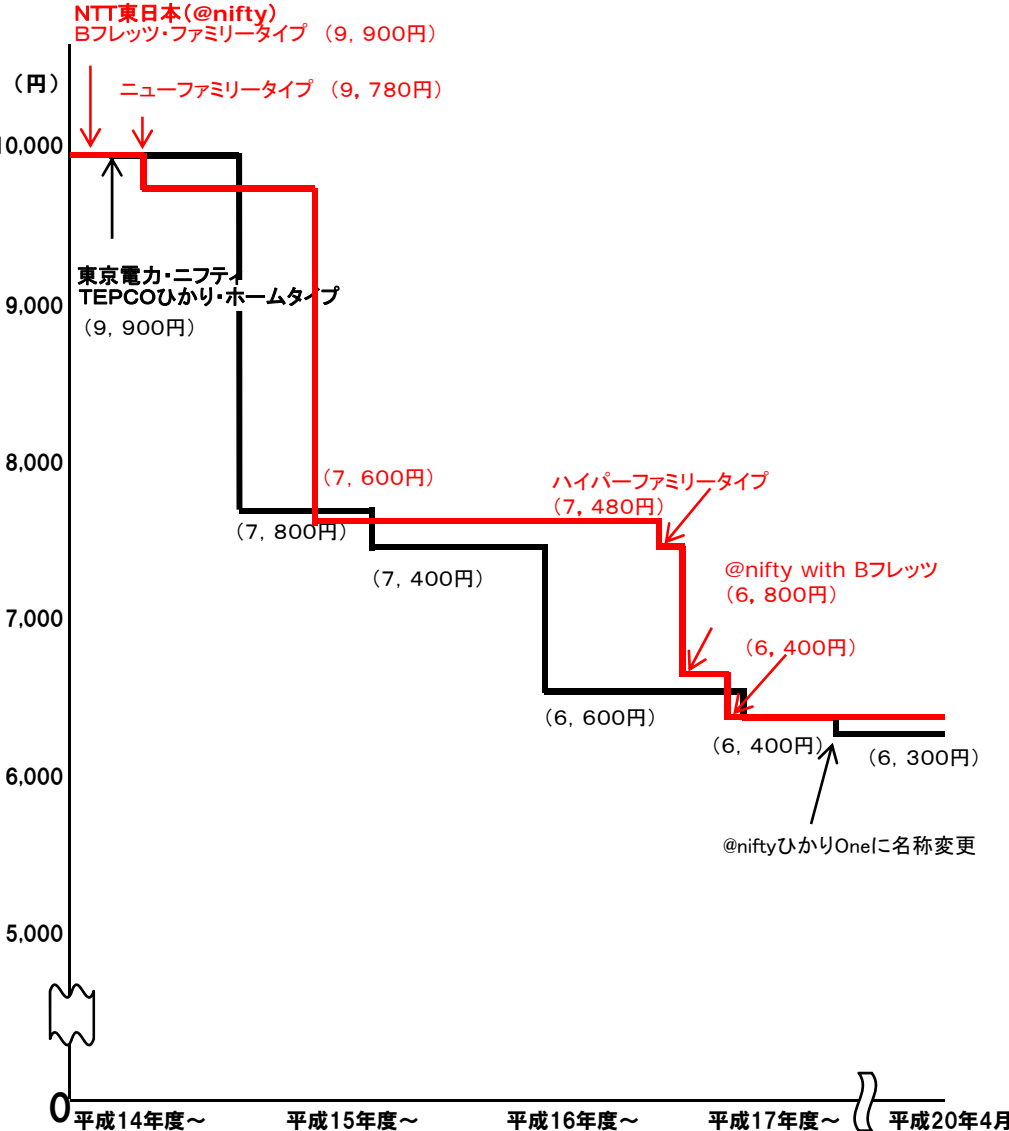
※東日本平均:75%

※西日本平均:68%

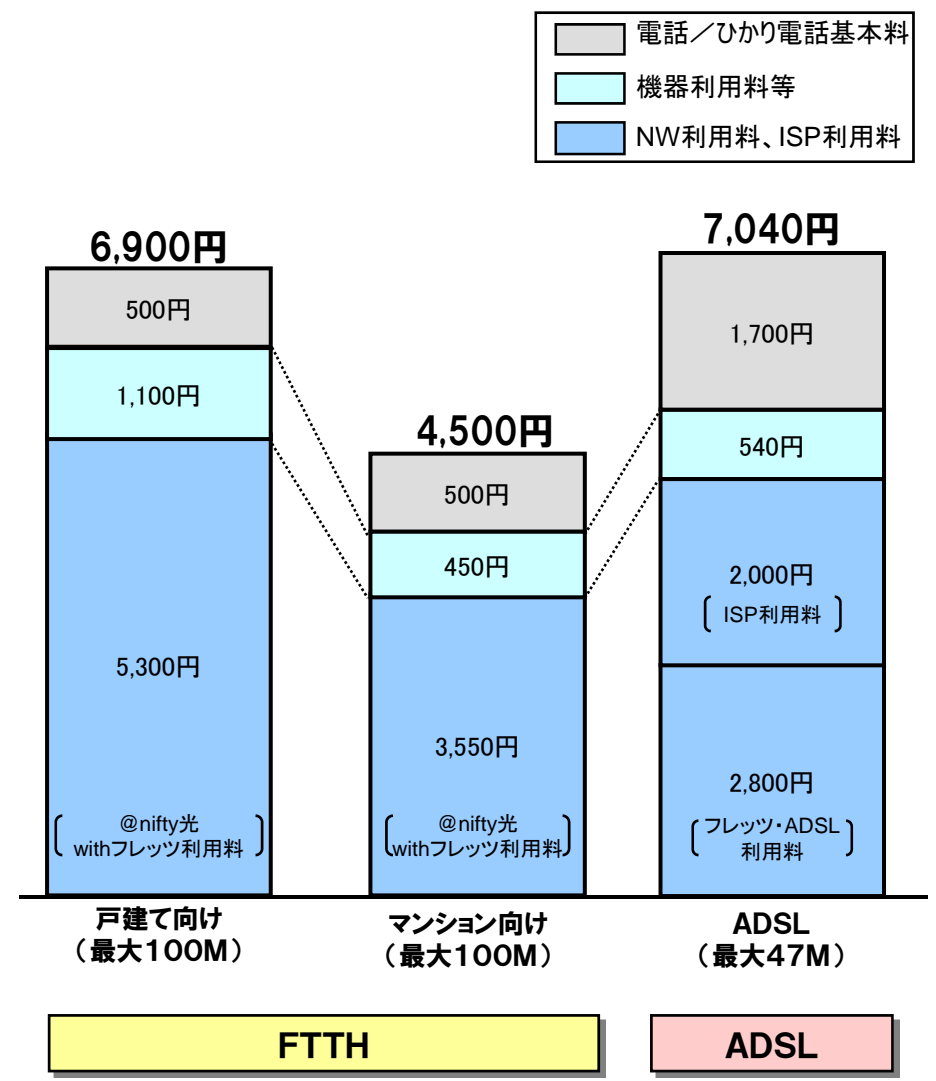
(出典:総務省公表値及び当社調べ H19.12月末時点)

光サービスのユーザ料金は大幅に低廉化

【戸建向け光サービスの月額料金推移】

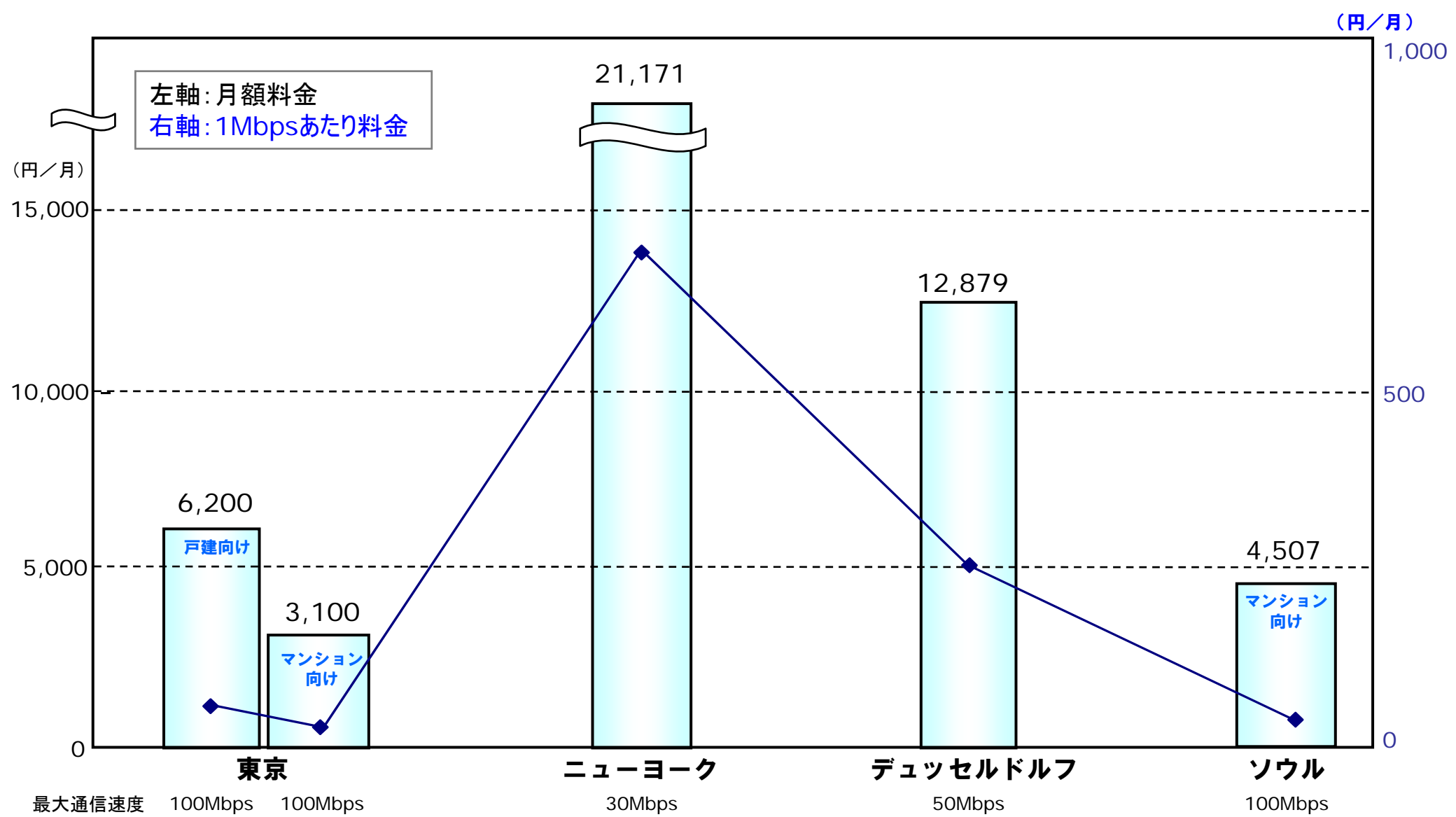


戸建て向け、マンション向けとも、FTTHの方がADSLより安価。



(注) お客様はアクセスとISP料金込みで、選択していることから、ISP料金、屋内配線利用料及び回線終端装置利用料を含む合計額を記載。

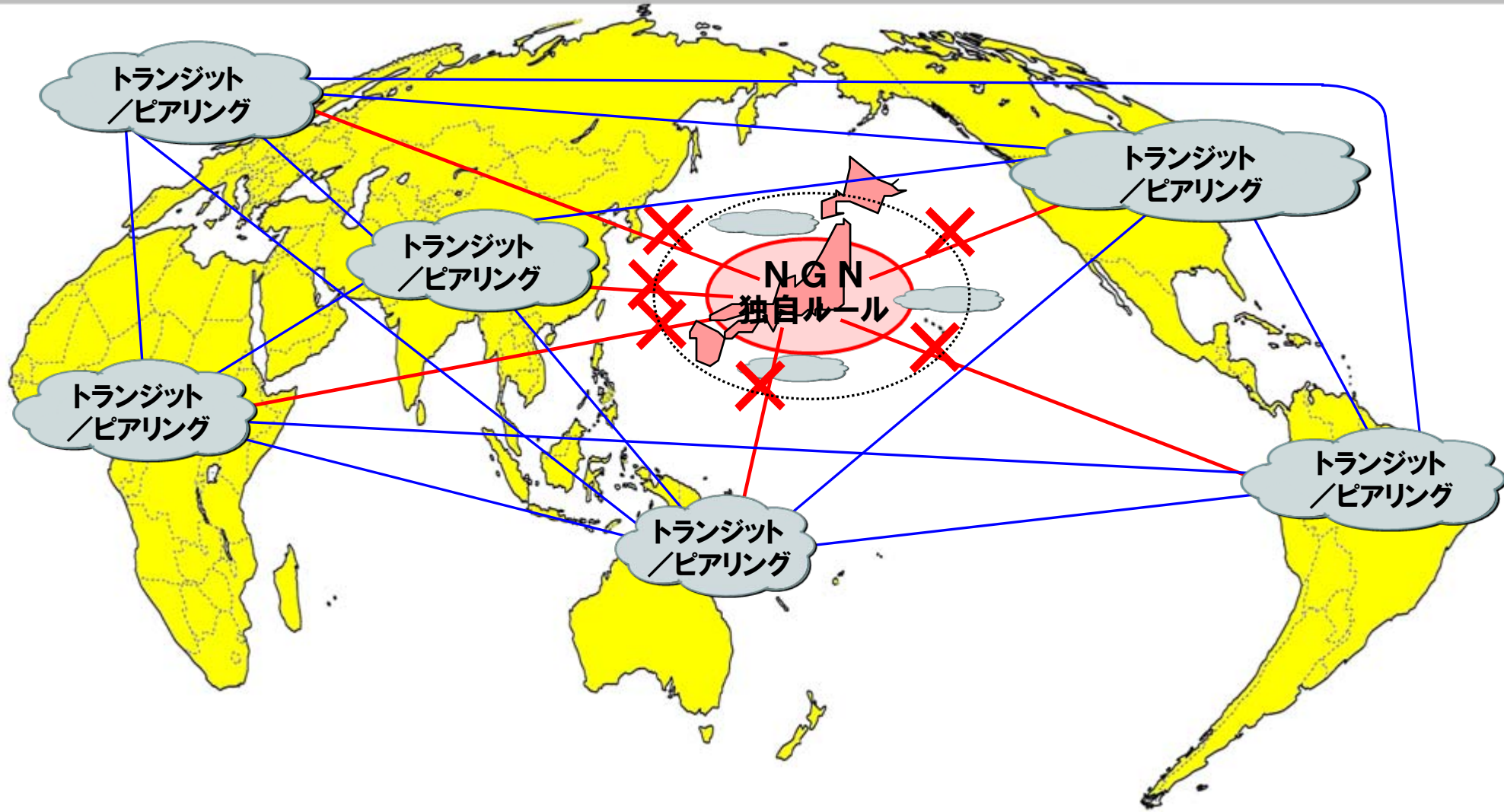
諸外国と比べても低廉な光インターネット料金



(出典) 総務省「平成18年度電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」

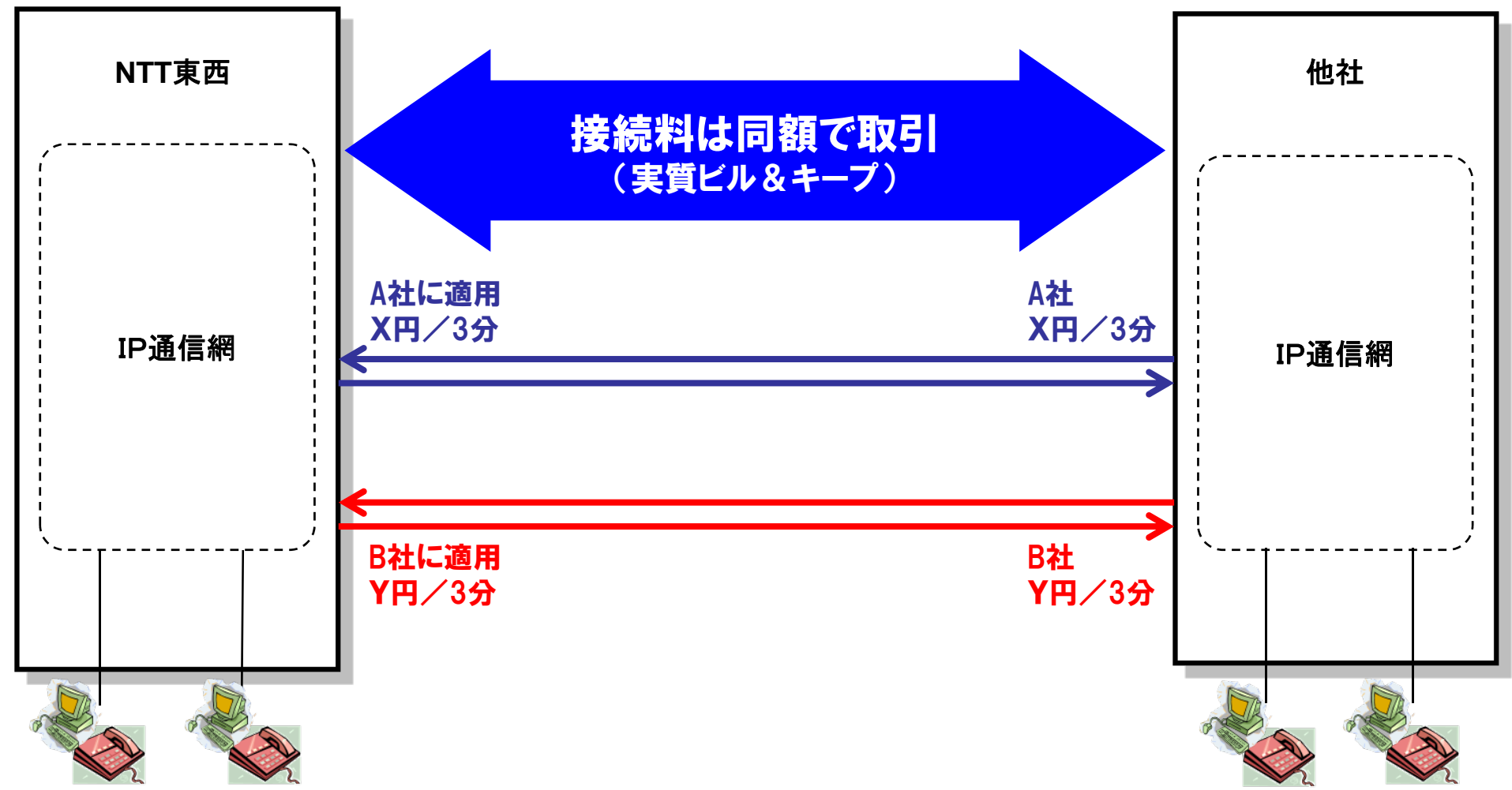
「IP-IP接続」の接続ルールについて

■世界的にみても、IP-IP網間はピアリング／トランジットといった形態で取り引きしており、国際的にはエンドエンドで料金を回収することが現実的ではなくなっている中で、我が国のNGNだけ画一的な接続料を設定することは、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれ。



■ひかり電話の接続料は、接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合わせて設定しており、当社が任意に接続料を設定している訳ではないため、公正競争上の問題はない。

【現行のひかり電話の接続料】



電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く）、音響若しくは影像の交換 <u>音響又は影像の交換</u> 若しくは若しくは <u>又は</u> 通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設</p>	<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く）、音響若しくは影像の交換 <u>音響又は影像の交換</u> 若しくは若しくは <u>又は</u> 通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設</p>

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十二条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十二条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 ~~第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）~~

十 ~~第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するため~~

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）

の電気通信設備をいう。)

十一 信号用中継交換機(信号の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜十二 (略)

十三 イーサネットスイッチに於けるイーサネットのフレームを交換するための機能

十四 SIPサービス(IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。)の付与、電気通信業務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切斷を制御することをいう。)を行うための機能

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

十一 信号用中継交換機(信号の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜十二 (略)

電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 一般第一種指定收容ルータ 第二種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するものをいう。</p> <p>五 一般第一種指定中継ルータ 第二種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定收容ルータと相互に対向するものをいう。</p> <p>六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。</p> <p>七 特別第一種指定收容ルータ 第二種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定收容ルータ以外のものをいう。</p> <p>八 特別第一種指定中継ルータ 第二種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定中継ルータ以外のものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>一〜三 略</p>

九 特別第一種指定ルータ 特別第二種指定收容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいう。

十 IP電話 インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割をいう。

十一 閉門交換機 第一種指定中継交換機設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機であつて通信路を設定する機能、接続料の精算に係る情報を送信する機能及び発信者の電気通信番号を転送する機能を提供するものをいう。

十二 セルリレー装置 ATMデータ伝送方式(非同期転送モード)を用いてデータを伝送するための通信方式をいう。)によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

十三・十四 (略)

第三条 (略)

(機能)

第四条 法第三十八条の二第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一〜六 (略)		
六の二 ルータ	一般收容ルータ接 他の電気通信事業者の電 気通信設備を一般第一種	一般第一種 指定ルータ

四・五 (略)

第三条 (略)

(機能)

第四条 法第三十八条の二第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一〜六 (略)		
六の二 ルータ及び 伝送機能	ルータ及び伝送路設備に より通信の交換並びに伝	ルータ及び 当該ルータ

機能	連続ルータ インク伝 送機能	指定收容ルータ（専らI P電話の提供の用に供さ れるものを除く。）で接続 する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能（S IPサーバと連携して提 供するセッション制御の 機能を除く。）	及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備又はS IPサーバ
	一般中継 ルータ接 続ルータ インク伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を一般第一種 指定中継ルータ（専らI P電話の提供の用に供さ れるものを除く。）で接続 する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能	
	特別收容 ルータ接 続ルータ インク伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定收容ルータで接続す る場合における特別第一 種指定ルータ及び伝送路	特別第一種 指定ルータ 及び当該特 別第一種指 定ルータに

	送を行う機能	に係る伝送 路設備並び にこれと一 体として設 置される通 信路の設定 の機能を有 する電気通 信設備（交 換設備を除 く）
--	--------	--

	<p>特別中継 ルータ接続 ルータ接続 機能</p>	<p>設備により通信の交換及び び伝送を行う機能</p> <p>他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定中継ルータで接続す る場合における特別第一 種指定ルータ及び伝送路 設備により通信の交換及 び伝送を行う機能</p>	<p>係る伝送路 設備並びに これと一体 として設置 される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く）</p>
	<p>閉門交換 機接続ル ータイン ク伝送機 能</p>	<p>他の電気通信事業者の電 気通信設備を閉門交換機 で接続する場合における 一般第一種指定ルータ及 び伝送路設備により通信 の交換及び伝送を行う機 能</p>	<p>一般第一種 指定ルータ 及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備（IP 電話を提供 するために パケット交 換網と固定 電話網との 間の接続制</p>

			御を行った めの装置及 び符号等を 変換するた めの装置並 びにSIP サーバ
六の三	インターネット トランスポート 伝送機能	インターネットスイッチ及 び伝送路設備により通信 路の設定及び伝送を行う 機能	インターネッ トスイッチ 及び当該イ ンターネッ トスイッチに 係る伝送路 設備
七 (略)			
七の二	セルリ ア装置	セルリ ア装置及び伝送 路設備により通信路の設 定及び伝送を行う機能	セルリ ア装置及び当 該セルリ ア装置に係 る伝送路設 備
八十四 (略)			

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までの間は、適用しない。

- 一 第四条の表六の二の項（特別收容ルータ接続ルータリング伝送機能に係る部分を除く。）の改正規定 平成二十一年三月三十一日
- 二 第四条の表六の二の項の次に一項を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日

(検討)

第二条 総務大臣は、この省令の施行後における接続料の原価算定に必要な配賦基準に関する状況及び第四条に規定する機能の利用の動向等を勘察し、必要があると認めるときは、この省令による改正後の接続料規則について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○平成十二年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法三十三条第一項の規定に基づく指定に関する件）新旧対照表

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p> <p>五 SIPサーバ</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ ロに掲げるもの以外のルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ 専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ そのルータ又はそのルータと相互に対向するルータが、固定端末系伝送路設備を直接収容し、かつ、ハに掲げる条件に該当すること</p> <p>ハ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p>

- 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 P H S の役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるP H S 加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 八 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第二項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）

- 五 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 六 P H S の役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるP H S 加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 八 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置、伝送路設備（第二項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）

再意見公募要領

1 意見公募対象

- ・電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案
- ・平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件）改正案

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて報道資料を配布するものとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク : 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社W o r dファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成20年6月10日（火）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成20年6月10日（火）必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-G o v]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

別紙様式

再意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。